

令和 9 年度 宮若市学童保育所入所のご案内
(申請書配布・受付期間 令和8年11月2日(月)から令和8年12月18日(金)まで)

※毎年 1 月に入所申込みを行っていましたが、保育所に入所するきょうだい児がいらっしゃるご家庭の申込の負担軽減のため、保育所入所申込と同時期に受付を行います。

1. 目 的

学童保育所は、保護者が仕事や病気等の理由により放課後留守家庭であり、児童の健全育成上指導を必要とする児童を対象に適当な環境を整えて生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2. 設置主体 宮若市 (担当課：こども家庭課 保育係)

3. 運営主体 宮若市社会福祉協議会

4. 学童保育所名及び募集予定人員

学 童 名	所在地 (電話番号)	定 員
宮田南学童保育所	宮若市宮田 3 4 6 1 番地 (宮田南小学校内) 1 組 Tel 0 9 0 - 4 5 8 1 - 3 5 6 3 2 組 Tel 0 8 0 - 9 1 0 5 - 0 4 6 6	7 0 人 (40 人×1 クラス、 30 人×1 クラス)
宮田北学童保育所	宮若市龍徳 1 2 0 7 番地 1 1 組 Tel 0 9 0 - 4 5 8 1 - 7 1 7 7 2 組 Tel 0 8 0 - 9 1 4 3 - 1 5 0 6	8 0 人 (40 人×2 クラス)
光陵学童保育所	宮若市磯光 1317 番地 18 (光陵小学校横) 1 組 Tel 0 9 0 - 7 4 5 1 - 3 4 8 5 2 組 Tel 0 7 0 - 1 9 4 6 - 0 1 9 3 3 組 Tel 0 9 0 - 7 4 5 1 - 5 0 0 4	1 0 0 人 (40 人×2 クラス、 20 人×1 クラス)
宮若西学童保育所	宮若市竹原 1 番地 1 1 組 Tel 0 9 0 - 7 4 5 1 - 8 7 0 0 2 組 Tel 0 8 0 - 9 1 0 1 - 3 9 7 3 3 組 Tel 0 9 0 - 7 4 5 1 - 5 6 3 9	1 2 0 人 (40 人×3 クラス)

5. 対象児童 次の二つの条件全部にあてはまる児童です。

- (1) 小学校に在学している児童であること。
- (2) 放課後から午後 5 時頃まで、帰宅しても児童を保護する人がいない家庭。

※保護者のいずれかが月 4 8 時間未満の就労の場合、学童保育所の利用はできません

6. 夏期休暇期間のみの利用について

「利用条件」①日中児童を保護する人がいない家庭であること。

②保護者が送迎可能であること。

③学童保育所の定員に余裕がある場合。(在学する小学校以外の学童保育所でも利用希望があり、保護者の送迎が可能であれば可。)

※夏期休暇期間中のみの利用は、各学童の定員に余裕がある場合のみ6月頃に募集を行う予定です。

7. 開所期間

開所期間は、令和9年4月1日～翌年3月31日。

ただし、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は閉所いたします。

8. 利用時間

放課後から午後6時30分まで。土曜日、長期学校休業日、学校行事の振替休業日等で午前中より開所する必要がある日は、午前8時～午後6時30分まで。延長は必要性が認められた場合のみ利用可能で、午前7時30分から午前8時まで。

9. 指導内容

学童保育所では、保育所内での遊びを通じての生活指導を行います。学習塾と違い勉強を教える場ではありませんので、子どもたちへ宿題の強制はしていません。

10. けが・発病時の対応

緊急を要する場合等状況に応じ入所申請書に記入されている医療機関へ連れて行き、保護者の方に連絡をいたします。その際、すぐに電話をとっていただく必要があるため、必ず携帯電話と職場の電話番号を正確にご記入下さい。(確実に連絡がとれるようにしてください) またこの場合、必ず保護者の方に医療機関へ迎えに来ていただきます。再度学童保育所へ戻ることは出来ません。

11. 学校臨時休校及び集団下校時の対応

小学校が臨時休校及び集団下校となった場合、学童保育所は閉所します。その場合は、LINE等で学童保育所から保護者の方へ連絡をいたしますので、必ず連絡が取れるようにしてください。

12. 入所の手続き

学童保育所の入所の手続きは、保護者の方が行ってください。

(1) 提出書類 ①入所申請書(様式第1号)

②就労証明書(世帯員全員分必要)

※保育所申込等で提出済の方は不要。欄外にその旨ご記入下さい。

※自営業の方は、会社の印鑑を押印頂くか、開業届の写し等が必要です。

※令和8年1月1日時点で宮若市外に住民票があり、非課税世帯の方は所得課税証明書が必要です。詳しくは保育係までお問い合わせください。

(2) 申請書配布・受付期間 **令和8年11月2日(月)から令和8年12月18日(金)まで**

(3) 申請書配布・受付時間

①市役所こども家庭課 (TEL 32-0517)

時間: 8時30分～17時15分(土・日曜日・祝日を除く)

②宮若市社会福祉協議会 (Tel 32-0335)

時間：8時30分～17時15分（土・日曜日・祝日を除く）

③入所希望の各学童保育所

時間：13時30分～18時30分（日・祝日を除く）

④若宮総合支所 市民窓口課

時間：8時30分～17時15分（土・日曜日・祝日を除く）

（４）入所に関する説明会等

入所が決定した方に対する説明会は、3月中旬から下旬にかけて各学童保育所にて実施します。事前の見学や説明等を希望される方は、各学童保育所へお問い合わせください。（※小学校入学説明会において学童入所説明会は実施しません。入所が決定した方への説明会のお知らせは、入所決定通知書に同封予定としています。）

13. 入所選考について

対象児童は小学校6年生までですが、申込みが定員を上回った場合、保育の必要性、学年（低学年を優先）等を審査し選考します。（別添優先順位表参照）

14. 延長利用の申請について

延長利用については、午前8時からの利用では始業時刻に間に合わない方が対象となります。入所決定後に申請のご案内をいたします。

15. 費用負担

（１）利 用 料 ・ ・ ・ ・ ・ 月 額 3,200円（4月～6月、9月～翌3月）

（減免有） 月 額 5,000円（7、8月）

※夏期休暇期間中のみ利用の場合 10,000円

延長利用利用料 ・ ・ ・ 日 額 100円

（減免有）

（２）おやつ代 ・ ・ ・ ・ ・ 月 額 2,300円

※夏期休暇期間中のみ利用の場合 4,600円

（３）保護者会活動費用 ・ ・ ・ 月 額 700円（児童1名につき）

（４）傷害・賠償保険料 ・ ・ ・ 年 額 800円

※ 申請書に「児童に関する留意事項」の欄を設けております。持病、アレルギー、発達で気になる事等ありましたら必ずご記入ください。適切な加配、クラス編成の為、ご協力をお願いいたします。

※ お子さんの発達状態や身体で、学童保育所での生活が可能かどうか判断がつかない場合、事前にご相談下さい。

※ 生活保護を受給されている方は、収入認定の際に就労収入から学童保育所の利用料が必要経費として控除されます。詳しくは、福祉事務所の地区担当員にお尋ねください。

* お問い合わせ先 *

〒823-0011 宮若市宮田29番地1

○宮若市役所○

こども家庭課 保育係

電話:0949-32-0517